

下原前自治会 防災体制に関する規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規定は、下原前自治会（以下「本会」という）における防災活動に関する事項を定め、地域住民の安全確保と被害軽減を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規定における用語を定義する。

1. **防災活動**：災害の予防、発生時の応急対策、復旧対策及び防災教育に関する活動
2. **災害**：地震、津波、風水害、土砂災害、火災その他の自然現象又は人為的な事故により発生する被害
3. **防災担当者**：本会の防災活動を担当する役員

第2章 防災組織

第3条（組織）

本会に、次の各班からなる防災組織を置く。

1. **情報班**：災害情報の収集・伝達、広報活動
2. **消火班**：初期消火活動、消防署との連携
3. **救出・救護班**：負傷者の救出、応急処置、医療機関との連携
4. **避難誘導班**：住民の避難誘導、避難場所の運営
5. **生活支援班**：避難生活の支援、物資の調達・配布

第4条（役員）

第3条に定める各班に班長を置き、班長は会長が指名する。

各班に副班長を置き、副班長は班長が指名する。

第5条（任務）

各班の任務は、次に掲げるとおりとする。

1. **情報班**：
 - 気象情報、地震情報等の収集
 - 災害発生時の状況把握、情報共有
 - 住民への情報伝達（防災行政無線、広報車、ホームページ等）
 - 関係機関への連絡

2. 消火班：

- 初期消火活動
- 消防署への通報、連携
- 消火器、防火水槽等の点検・管理

3. 救出・救護班：

- 負傷者の救出、搬送
- 応急処置（止血、包帯法等）
- 医療機関への搬送、連携

4. 避難誘導班：

- 住民の避難誘導
- 避難場所の運営（受付、安否確認、物資管理等）
- 避難経路の安全確保

5. 生活支援班：

- 避難生活の支援（食料、水、生活必需品の供給）
- 炊き出し、給水活動
- ボランティアとの連携

第3章 防災計画

第6条（防災計画の策定）

本会は、地域防災計画に基づき、次に掲げる事項を含む本会の防災計画を策定する。

1. 災害予防対策：

- 防災訓練の実施
- 防災啓発活動
- 防災施設の点検・整備

2. 災害発生時の応急対策：

- 情報収集・伝達体制
- 避難経路、避難場所
- 救出・救護体制
- 消火活動体制
- 生活支援体制

第7条（防災訓練）

本会は、毎年1回以上、防災訓練を実施する。

防災訓練は、次に掲げる内容を1つ以上含む訓練とする。

1. 避難訓練：

- 地震発生を想定した避難経路での避難
- 火災発生を想定した初期消火訓練、避難

2. 消火訓練：

- 消火器の取り扱い訓練
- 模擬火災による消火訓練

3. 救出・救護訓練：

- 負傷者の救出方法、応急処置訓練
- AEDの取り扱い訓練

4. その他：

- 防災講話
- 防災クイズ
- 炊き出し訓練

第8条（防災備蓄品）

本会は、防災備蓄品を保持しない。一次避難所である上柴コミュニティーセンターにて市が保管する備蓄品を利用するものとする。

附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。